

近畿大学教職員組合規約

(2008年2月5日改正)

(2016年4月1日改正)

(2018年12月15日改正)

(2019年5月15日改正)

第一章 総則

第1条（名称） この組合は、近畿大学教職員組合という。

第2条（所在地） この組合は、事務所を東大阪市小若江3丁目4番1号近畿大学内に置く。

第3条（目的） この組合は、学園の振興と組織の民主化および学術の発展に努力し、組合員の経済的、社会的および文化的地位の向上を図るものとする。

第4条（事業） この組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 教育の民主化と人権思想の普及に関すること。
2. 教育・研究並びに福利厚生施設の運営および拡充に関すること。
3. 組合員の待遇その他の労働条件の改善に関すること。
4. 労働協約の締結とその運営に関すること。
5. 組合員の正当な権利の主張とその実現および身分の保証に関すること。
6. 他の団体との連絡提携に関すること。
7. 組合員の文化、スポーツ、教養および福利厚生に関すること。
8. その他この組合の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第二章 組合員

第5条（組合の構成） この組合は、学校法人近畿大学の専任教職員（特任教員、附属校専任講師その他すべての専任教員、契約職員、定時職員、再雇用職員その他すべての専任職員を含む）をもって自主的に組織する。

ただし、労働組合法第2条第1号に該当するものは、これを除く。

②何人もいかなる場合においても、人種・信条・宗教・性別・門地・または身分によって組合員である資格を奪われない。

第6条（加入） 組合に加入しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、執行委員長宛に申し込み、執行委員会の承認を得なければならない。

第7条(脱退) 組合を脱退しようとする者は、その旨を書面でもって執行委員長宛に届け出なければならない。

ただし、組合費の滞納がある場合は、完納しなければならない。

第8条(権利義務) この組合の組合員は、組合のすべての問題に参加する権利および均等の取り扱いを受ける権利を有する。

②組合員は、組合のすべての選挙における選挙権および被選挙権を有する。

③組合員は、組合費を納入しなければならない。

2.(資格喪失) 組合費を理由なく1ヵ年以上滞納したときは組合員の資格を失う。

第三章 基礎組織および機関

第9条(基礎組織) この組合の基礎組織は、学部・学校または職場ごとに、三名以上の組合員をもって組織する分会である。分会規定については、別にこれを定める。

第10条(機関の種類) この組合に、次の機関をおく。

1. 総会

2. 執行委員会

第11条(定期総会・臨時総会) 定期総会は、毎年一回開催する。

②総会もしくは執行委員会の決議または組合員の三分の一以上の要求があった時、臨時総会を開催する。

第12条(総会の召集) 総会は、執行委員長が召集する。

第13条(総会の成立) 総会は、全組合員数の三分の一以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

ただし、総会の成立に関しては、委任状を認めることができる。委任状は、出席組合員の総数を超える分については無効とする。

第14条(総会の議長) 総会は、その都度正副議長を決める。

第15条(総会の審議事項) 総会は、この組合の最高決議機関で組合員によって構成され、次の事項を審議し、決定する。

1. 組合宣言

2. 組合同規約および付属規程の制定改廃
3. 組合予算および決算
4. 運動方針および組合事業
5. 役員を選出および解任
6. 労働協約の締結および改正
7. 同盟罷業その他の争議行為
8. その他、この組合の目的達成に必要な事項

第16条（総会の議決） 議事は、この組合同規約に特別の定めのある場合を除いては、出席組合員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第16条の2（総会の議事運営の特則）

総会は、電磁的方法により実施することができる。

第17条（執行委員会の構成） 執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、副書記長、会計委員および執行委員によって構成する。

第18条（執行委員会の召集） 執行委員会は、執行委員長が召集する。

第19条（定期執行委員会・臨時執行委員会） 定期執行委員会は、原則として毎月一回開催する。

②執行委員長または全構成員の三分の一以上の要求があった時、臨時執行委員会を開催する。

第20条（執行委員会の成立） 執行委員会は、全構成員の三分の一の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

ただし、執行委員会の成立に関しては委任状を認めることができる。委任状は、出席構成員の総数を超える分については無効とする。

第21条（執行委員会の職務） 執行委員会は、この組合の執行機関であって、次の事項を行う。

1. 総会決議に基づく具体的事項の決定
2. 総会への議案提出
3. 書記局の業務処理事項の報告および承認
4. 新加入者の承認および脱退者の確認
5. 専門委員の承認

6. 細則の決定および承認
7. 選挙管理委員の選出
8. その他執行委員会が必要と認める緊急事項の決定

第 22 条（執行委員会の議決） 議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、執行委員長がこれを決定する。

第 22 条の 2（執行委員会の議事運営の特則）
執行委員会は、電磁的方法により実施することができる。

第 23 条（書記局） 書記局は、執行委員会の決定を執行し、組合の日常業務を処理するために執行委員会に置くものとする。

②書記局は、正副執行委員長、正副書記長、会計委員および執行委員会が執行委員より任命した書記局員をもって構成する。

③必要に応じ、執行委員会の承認を得て、組合事務員を書記局におくことができる。

ただし、組合事務員に関する細則は別に定める。

第 24 条（書記局の任務） 書記局は、次の事項を行う。

1. 執行委員会の決定にもとづく具体的事項の執行
2. 執行委員会への議案提出
3. 他団体との連絡提携に関する事項
4. その他書記局が必要と認める緊急事項

第四章 役員

第 25 条（役員） この組合は、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 執行委員長 | 1 名 |
| 2. 副執行委員長 | 2～4 名 |
| 3. 書記長 | 1 名 |
| 4. 副書記長 | 2～4 名 |
| 5. 会計委員 | 1～2 名 |
| 6. 執行委員 | 定数は、役員選挙規程による。 |
| 7. 会計監査委員 | 2 名 |

第 26 条（役員の任務） 役員の任務は、次のとおりである。

1. 執行委員長は、組合を代表し、組合業務を統轄する。

2. 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときはその任務を代行する。
3. 書記長は、書記局を統轄して、日常業務の運営と組合の証印の保管の任に当たる。
4. 副書記長は、書記長を補佐し、書記長事故あるときはその任務を代行する。
5. 会計委員は、会計事務を統轄し、必ず総会および執行委員会に報告しなければならない。
6. 会計監査委員は、年1回以上会計事務の監査を行い、総会および執行委員会に報告しなければならない。

ただし、他の委員を兼ねてはならない。

第27条（役員を選出） 役員は、組合員の直接無記名投票によって選出する。

ただし、選挙に関する規程は、別にこれを定める。

第28条（役員の任期） 役員の任期は、当該会計年度の一ヶ年とする。

ただし、会計監査委員を除いては、再任を妨げない。

②役員は、後任者が決まるまで、職務を続行しなければならない。

③役員に欠員が生じた場合は、役員選挙規程に準じて補充することができる。

ただし、補充された役員の任期は、前任者の残余期間とする。

第29条（専門委員） 第25条の役員以外に、必要あるときは専門委員をおくことができる。

②専門委員は、組合員の中から執行委員会が選出し執行委員長が委嘱する。

第五章 会計

第30条（組合の収入） この組合の経費は、次によってまかなう。

1. 組合費は月額を本俸の0.9パーセント（10円未満は切捨て）としその月の末日までに納めなければならない。ただし、夏期および冬期一時金の支給を受ける際にも、これと同額を組合費として納めなければならない。

特任教員の組合費については、執行委員会において別に定める。九州地区の組合員の組合員については、月額を本俸の0.8パーセント（10円未満は切捨て）としその月の末日までに納めなければならない。

ただし、組合加入後1年間は組合費を免除することができる。

2. 臨時費は必要に応じて総会の決議によって額および徴収方法を定める。

3. 寄付金は執行委員会の承認を得て受領する。

第31条（資産の管理および収支） この組合の資産の管理および収支はすべて執行委員会の業務分担として会計委員が行う。ただし、会計に関する細則は、別に定める。

第 32 条（会計年度） この組合の会計年度は、毎年 10 月 1 日より翌年 9 月 30 日までとする。

第 33 条（会計報告） 会計委員は、定期総会において予算および会計報告を行う。

ただし、すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告については、組合員より委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明書を付して、少なくとも毎年 1 回組合員に公表されなければならない。

第六章 賞罰

第 34 条（表彰） この組合の組織の発展および事業の運営について功労のあったものに対しては、組合員総数の五分の一以上の連署または執行委員会の推薦にもとづいて総会の決議によって表彰することができる。

第 34 条の 2（顧問） この組合の組織の発展および事業の運営について功労のあった退職者に対しては、組合員総数の五分の一以上の連署または執行委員会の推薦にもとづいて総会の決議によって顧問を委嘱することができる。

②顧問は基礎組織及び機関に出席し意見を述べることができる。ただし、一切の投票権を有さない。

③顧問の任期は、原則として翌年度の定期総会までの 1 年間とする。

④顧問は組合費の納入の義務を負わない。

第 35 条（懲戒） 下記の各号に該当する組合員は、執行委員会が提案し、総会の議決により処罰することができる。 処罰は、戒告、権利停止または除名の三種とする。

1. 組合規約または、組合決議に違反したとき

2. 組合の名誉を著しく傷つけ、または組合に不利益をもたらす行為をした場合

第七章 慶弔

第 36 条（慶弔） 組合員等が、結婚または死亡した場合には、別に定める細則により慶弔金を支給することができる。

第八章 争議

第 37 条（同盟罷業） 同盟罷業を開始する際には、総会の発議に基づき、組合員の直接

無記名投票による全組合員の過半数の賛成を必要とする。

第九章 組合規約および附属規程の改正

第 38 条(規約改正の手続き) この規約および附属規程の改正には、総会の発議に基づき、組合員の直接無記名投票による全組合員の過半数の賛成を必要とする。

(附則)

- ① この規約は 1983 年 11 月 30 日より施行する。
- ② この規約は 1995 年 12 月 13 日開催の第 51 回定期総会で決議され、1995 年 12 月 14 日より施行する。
- ③ この規約は 1998 年 12 月 12 日開催の第 54 回定期総会で決議され、1999 年 3 月 16 日より施行する。
- ④ この規約の一部改正が 2007 年 12 月 15 日開催の第 63 回定期総会で発議され、組合員の投票(投票期間 2008 年 1 月 15 日～1 月 31 日、開票 2 月 5 日)により承認され、2008 年 2 月 6 日より施行する。
- ⑤ この規約の一部改正が 2016 年 1 月 9 日開催の第 71 回定期総会で発議され、組合員の投票(投票期間 2016 年 1 月 19 日～1 月 28 日、開票 1 月 29 日)により承認され、2016 年 4 月 1 日より施行する。
- ⑥ この規約の一部改正が 2017 年 12 月 9 日開催の第 73 回定期総会で発議され、組合員の投票(投票期間 2018 年 11 月 12 日～12 月 15 日、開票 12 月 15 日)により承認され、2018 年 12 月 15 日より施行する。
- ⑦ この規約の一部改正が 2018 年 12 月 15 日開催の第 74 回定期総会で発議され、組合員の投票(投票期間 2019 年 2 月 4 日～4 月 12 日、開票 4 月 15 日)により承認され、2019 年 5 月 15 日より施行する。